

議案第104号 小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和6年4月1日以降に賦課決定された市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について、督促手数料を廃止するもの。

小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p> <p>第22条 削除</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 徴収金 市税並びにその延滞金_____，過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>第21条及び第22条 削除</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

○小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例第2条により改正する条例

小松島市介護保険条例(平成12年小松島市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(保険料の督促等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</p>	<p>(保険料の督促)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正</p> <p>削る</p>

○小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例第3条により改正する条例

小松島市後期高齢者医療に関する条例(平成20年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(保険料の督促及びその手数料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項の督促状1通につき100円を徴収する。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(保険料の督促_____)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>削る</p> <p>削る</p>